

○鳥取大学湖山クラブ使用規則

平成8年4月23日  
鳥取大学規則第16号

(趣旨)

第1条 鳥取大学湖山クラブ（以下「湖山クラブ」という。）の使用については、この規則の定めるところによる。

(使用の範囲)

第2条 湖山クラブは、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- 一 非常勤講師又は関係機関の職員が来学し、宿泊する場合
- 二 本学の職員が、宿泊又は福利厚生のため使用する場合
- 三 関係機関の学生が来学し、宿泊する場合
- 四 本学の学生が宿泊する場合
- 五 資産管理責任者（理事（財務担当））（鳥取大学固定資産管理規程（平成16年鳥取大学規則第105号）第6条に定める資産管理責任者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めた場合

(使用の申込み及び許可)

第3条 前条第1号から第4号までに該当する者が湖山クラブを使用しようとするときは、それぞれ次に掲げる期間内に湖山クラブ予約システム（以下「予約システム」という。）により申込みを行い、使用の許可を受けるものとする。ただし、予約システムを使用することができないときは、使用日等の必要事項を入力した電子メールを送信することにより申込みを行うことができるものとする。

- 一 前条第1号に該当する者 使用予定日の6月前から3日前までの間
- 二 前条第2号及び第3号に該当する者 使用予定日の3月前から3日前までの間
- 三 前条第4号に該当する者 使用予定日の1月前から3日前までの間

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、使用予定日（ただし、当該日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日とする。）の午前中までに申込みを行い、使用の許可を受けることができる。

3 前条第5号に該当する者が湖山クラブを使用しようとするときは、使用予定日の10日前までに別紙様式1を資産管理責任者（理事（財務担当））に提出することにより申込みを行い、使用の許可を受けるものとする。

4 前項の申込みを行った者の使用の許可又は不許可については、使用予定日の3日前までに別紙様式2により通知する。

(申込内容の変更等)

第4条 前条第1項の使用の許可を受けた者が、前条第1項の申込内容の変更又は申込みの取消しをするときは、直ちに予約システムによりその内容を届け出なければならない。

2 前条第4項の使用の許可を受けた者が、同条第3項の申込内容の変更又は申込みの取消しをするときは、直ちに別紙様式3によりその内容を届け出なければならない。

(使用料等)

第5条 使用者は、次の表に定める使用料（消費税及び地方消費税を含む。）を前納しなければならない。

区分	使用料	備考
シングルルーム1泊	2,700円	
ツインルーム（1人利用）1泊	3,200円	
ツインルーム（2人利用）1泊	4,600円	2,300円／人
和室（1人利用）1泊	2,700円	

和室（2人利用）1泊	4,000円	2,000円／人
和室（3人利用）1泊	5,400円	1,800円／人
和室（4人利用）1泊	6,800円	1,700円／人
和室（5人利用）1泊	8,000円	1,600円／人
和室（6人利用）1泊	9,000円	1,500円／人
和室・ロビー（1時間当たり）	100円	利用時間8：30—20：00 ただし、宿泊者がロビーを使用する場合は 徴収しない。

2 使用日の前日（ただし、当該日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日とする。次項において同じ。）の17時までに使用取消しの届出があった場合は、使用料は返還する。

3 使用日の前日の17時までに使用取消しの届出がなかった場合は、使用料の5割を徴収する。ただし、和室・ロビーの使用料については徴収しない。

4 使用料は、消費税率及び地方消費税率が変更となった場合のほか、資産管理責任者（理事（財務担当））が必要と認める場合に見直しを行うものとする。

（休業日）

第6条 湖山クラブの休業日は、原則として次の各号に掲げる日とする。

- 一 8月13日から8月15日までの日
- 二 12月29日から翌年の1月3日までの日

（遵守義務）

第7条 使用者は、別に定める湖山クラブ使用心得を遵守しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第8条 資産管理責任者（理事（財務担当））は、使用者でこの規則に違反する行為があると認めたときは、その使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

（責任）

第9条 火災、盗難等により使用者の受けた損害について、本学は一切その責を負わない。

（損害賠償）

第10条 使用者が、故意又は重大な過失により湖山クラブの施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第11条 湖山クラブの管理運営に関する事務は、財務部経理課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成8年4月24日から施行する。

2 鳥取大学湖山クラブ使用規則（昭和49年鳥取大学規則第34号）は、廃止する。

附 則（平成16年5月24日鳥取大学規則第155号）

この規則は、平成16年5月24日から施行し、改正後の鳥取大学湖山クラブ使用規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年7月12日鳥取大学規則第107号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年5月23日鳥取大学規則第89号）

この規則は、平成19年5月23日から施行し、改正後の鳥取大学非常勤講師宿泊施設使用規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月10日鳥取大学規則第57号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月21日鳥取大学規則第48号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月11日鳥取大学規則第11号）  
この規則は，令和元年10月1日から施行する。

別紙様式第1号(第3条関係)

申込日 年 月 日

湖山クラブ使用申込書

資産管理責任者  
(理事(財務担当)) 殿

申込者氏名 ⑩

1. 使用の目的
2. 使用日 年 月 日 ～ 年 月 日 (泊)
3. 使用者等
4. その他 湖山クラブの使用にあたっては、湖山クラブ使用心得を遵守することを誓約します。

別紙様式第2号(第3条関係)

通知日 年 月 日

湖山クラブの使用について

殿

資産管理責任者(理事(財務担当))  
(公印省略)

年 月 日付け申込書の内容について 許可します。  
許可しません。

なお、使用について許可された場合は、申込書の内容及び湖山クラブ  
使用心得に従い、適切に使用願います。

別紙様式第3号(第4条関係)

届出日 年 月 日

湖山クラブ許可内容変更届

資産管理責任者  
(理事(財務担当)) 殿

申込者氏名 ㊟

年 月 日付けで許可された内容について、変更が生じたので許可願います。

変更の内容

別紙様式第1号 (第3条関係)

別紙様式第2号 (第3条関係)

別紙様式第3号 (第4条関係)